

伏木富山港利用促進事業（船社助成金）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、伏木富山港利用促進事業（船社助成金）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）船社 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業を行う者をいう。
- （2）定期航路 海上運送法第2条第3項に規定する定期航路事業に係る航路のうち、伏木富山港の公共岸壁（以下「本港」という。）に月1回以上の頻度で寄港するものをいう。
- （3）船舶代理店 船舶の入出港や積荷、船員等に関する諸手続を船社に代って行う者をいう。
- （4）ガントリークレーン使用料 富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号。以下「条例」という。）第26条の規定により条例別表第10の11の項に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める金額をいう。
- （5）入港料 条例第18条及び別表第7に規定する入港料をいう。
- （6）岸壁使用料 条例第12条及び別表第2に規定する係船岸壁及び棧橋使用料をいう。
- （7）新規開設又は増便 本港に寄港する定期航路を新たに開設すること、又は本港に寄港する定期航路の便数を増やすことをいう。ただし、次の各号に掲げる場合は、新規開設又は増便には該当しないものとする。
 - ア 新規開設又は増便した日（本港への最初の寄港日をいう。以下同じ。）から1年以内に本港への寄港を取り止めた場合
 - イ 本港への寄港をいったん取り止めたのち再開するものである場合、単に寄港地を変更又は追加する場合など、本港への寄港回数の増加がない場合（本港の利便性が向上するものと知事が特に認める場合を除く。）
- （8）フェリー 海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送を行う船舶をいう（次号に該当するものを除く。）。
- （9）RORO船 海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送を行う船舶のうち、主として自動車及びその積載貨物を運送するものをいう。

（助成金の交付）

第3条 知事は、本港における定期航路の維持、拡充を図るため、本港に寄港する定期航路を運航する船社が納付したガントリークレーン使用料、入港料及び岸壁使用料に係る経費に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

(助成期間等)

第4条 助成期間、対象経費、助成額及び限度額については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和4年4月1日（以下「基準日」という。）から令和9年3月31日までの間に新規開設又は増便したコンテナ船の定期航路を運航する場合（なお、第2条第7号アに該当する場合は、ガントリークレーン使用料に係る経費のみ助成対象とする）

助成期間	新規開設又は増便した日から起算して5年間	
対象経費	ガントリークレーン使用料として助成期間の各年度ごとに納付した金額に相当する額	入港料及び岸壁使用料として助成期間の各年度ごとに納付した金額に相当する額
助成額	対象経費の10分の1に相当する額	対象経費の2分の1に相当する額（1円未満の端数金額は切り捨て）
限度額	1便あたり年間2,000千円	なし

- (2) 基準日から令和9年3月31日までの間に新規開設又は増便したフェリー又はRORO船の定期航路を運航する場合

助成期間	新規開設又は増便した日から起算して5年間	
対象経費	入港料及び岸壁使用料として助成期間の各年度ごとに納付した金額に相当する額	
助成額	新規開設又は増便した日から起算して2年間は対象経費の全額に相当する額	左記の期間経過後3年間は対象経費の3分の2に相当する額（1円未満の端数金額は切り捨て）
限度額	なし	

(助成期間の終期の特例)

第5条 前条に定める助成期間の終期は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日以降に新規開設又は増便した定期航路について、本港への寄港をいったん取り止めたのち再開した場合 ガントリークレーン使用料、入港料及び岸壁使用料のいずれについても、当該航路を新規開設又は増便した日から起算して5年を経過する日
- (2) 助成期間中において、基準日前から引き続き運航している別の定期航路について、本港への寄港を取り止めた場合 ガントリークレーン使用料については、当該取り止

めた日（本港への最後の寄港日をいう。以下同じ。）又は令和4年3月31日のいずれか遅い日、入港料及び岸壁使用料については、当該取り止めた日

- (3) 助成期間中において、基準日から当該航路を新規開設又は増便した日までの間に新規開設又は増便した別の定期航路（以下「既存新設航路」という。）について、本港への寄港を取り止めた場合 ガントリークレーン使用料、入港料及び岸壁使用料のいずれについても、当該取り止めた日若しくは既存新設航路を新規開設又は増便した日から起算して5年間を経過する日のいずれか遅い日

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする船社は、知事が別に定める日までに、規則第3条に規定する交付申請書に、事業計画の概要（様式第1号、様式第2号）を添付して知事に提出するものとする。

（事業の計画変更又は中止の承認申請）

第7条 助成金の交付決定を受けた船社（以下「助成船社」という。）は、年度途中において、1便あたり助成額について20%以上の増減が見込まれることとなったときは、事業計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）に、事業計画の概要（様式第1号、様式第2号）を添付して知事に提出するものとする。

（事業の状況報告）

第8条 知事は、助成金の交付を受けようとする船社又は助成船社に対し、年度途中において、必要に応じ、ガントリークレーン使用料、入港料及び岸壁使用料の納付状況について報告を求めることができるものとする。

（事業の実績報告）

第9条 助成船社は、事業完了の日から30日以内又は知事が別に定める期日までに、規則第12条に規定する実績報告書に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) ガントリークレーン使用料に係る助成船社

助成金算定基礎（様式第4号）

- (2) 入港料及び岸壁使用料に係る助成船社

助成金算定基礎（様式第5号）、定期航路寄港実績表（様式第6号）

（手続の代理）

第10条 助成金の交付を受けようとする船社又は助成船社が外国に本拠を置く場合には、この要綱に定める交付申請その他の手続を本邦における船舶代理店に代理させること

ができる。

2 前項の場合、当該船社は、その旨を記載した委任状を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 知事は、助成船社が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第 12 条 知事は、助成金交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(細則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間にコンテナ船の定期航路を新規開設又は増便した船社については、改正後の伏木富山港利用促進事業費助成金（船社助成金）実施要綱第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該者に係る助成金の交付については、当該期間に新設又は増便した航路に係る部分に限るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に定期航路を新規開設又は増便した船社については、改正後の伏木富山港利用促進事業費助成金（船社助成金）実施要綱第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1号（第6条、第7条関係）

事業計画の概要（当初・変更）

航 路 名				
開設又は増便した日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
航 路 の 区 分 (□をチェックください)		<input type="checkbox"/> ロシア極東航路 <input type="checkbox"/> 中国航路 <input type="checkbox"/> 韓国航路 <input type="checkbox"/> 中国・韓国航路 <input type="checkbox"/> ロシア極東・韓国航路 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> ロシア極東航路 <input type="checkbox"/> 中国航路 <input type="checkbox"/> 韓国航路 <input type="checkbox"/> 中国・韓国航路 <input type="checkbox"/> ロシア極東・韓国航路 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> ロシア極東航路 <input type="checkbox"/> 中国航路 <input type="checkbox"/> 韓国航路 <input type="checkbox"/> 中国・韓国航路 <input type="checkbox"/> ロシア極東・韓国航路 <input type="checkbox"/> その他（ ）
寄 港 地	国 内	伏木富山、	伏木富山、	伏木富山、
	海 外			
助 成 金 算 定 根 拠	①1回あたり荷役時間	. 時間	. 時間	. 時間
	※1時間30分の場合は、「1.5時間」と記載			
	②寄港予定回数	回	回	回
	③ガントリークレーン 使 用 料	円	円	円
	①（1回あたり荷役時間）×1時間あたり使用料×②（寄港予定回数）			
④1便あたり助成額	円	円	円	
		③（ガントリークレーン使用料）×1/10 ※限度額：2,000,000円		
助 成 金 申 請 額		合計		円

事業計画の概要（当初・変更）

航 路 名					
新規開設又は増便した日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
航 路 の 区 分 (□をチェック)		<input type="checkbox"/> 定期コンテナ航路 <input type="checkbox"/> 定期RORO船航路 <input type="checkbox"/> 定期フェリー航路	<input type="checkbox"/> 定期コンテナ航路 <input type="checkbox"/> 定期RORO船航路 <input type="checkbox"/> 定期フェリー航路	<input type="checkbox"/> 定期コンテナ航路 <input type="checkbox"/> 定期RORO船航路 <input type="checkbox"/> 定期フェリー航路	
寄港地	国 内	伏木富山、	伏木富山、	伏木富山、	
	海 外				
助 成 金 算 定 根 拠	① 船舶総トン数	トン	トン	トン	
	② 寄港予定回数	回	回	回	
	③	入港料	円	円	円
		①（総トン数）×@2.50円又は@1.31円×②（寄港予定回数）			
		岸壁 使用料	円	円	円
	①（総トン数）×@5.55円又は@5.83円（10円未満端数切り捨て）×②（寄港予定回数）				
合 計	円	円	円		
④ 1便あたり助成額		円	円	円	
		ア 定期コンテナ航路 ・新規開設又は増便した日から5年間：③×1/2（1円未満の端数金額切捨て） イ 定期RORO船航路・フェリー航路 ・新規開設又は増便した日から2年間：③×10/10 ・上記期間経過後、3年間：③×2/3（1円未満の端数金額切捨て）			
助 成 金 申 請 額		合計 円			

富山県知事

殿

住所 _____

船社名又は船舶代理店名 _____

代表者職氏名 _____

事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付け富山県指令第 号で助成金の交付の決定の通知があった伏木富山港利用促進事業（ガントリークレーン使用料助成）（入港料・岸壁使用料助成）について、事業計画を変更（中止）したいので、事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり変更（中止）の承認を申請します。

記

変更（廃止）する 航 路 名		
開 設 年 月 日	年 月 日 （当申請時において 年 ヶ月経過）	
航 路 の 区 分	<input type="checkbox"/> 定期コンテナ航路 <input type="checkbox"/> 定期RORO船航路 <input type="checkbox"/> 定期フェリー航路	<input type="checkbox"/> ロシア極東航路 <input type="checkbox"/> 中国航路 <input type="checkbox"/> 韓国航路 <input type="checkbox"/> 中国・韓国航路 <input type="checkbox"/> ロシア極東・韓国航路 <input type="checkbox"/> その他（ ）
変更（中止）区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
変更（中止）理由		
助成金申請額	当初計画	変更（中止）後見込み
	_____円	_____円 (差引_____円の増・減)
添 付 書 類	事業計画の概要（様式第1号）（様式第2号）	

助成金算定基礎（ガントリークレーン使用料）

航 路 名	
開設又は増便した日	年 月 日
船 舶 名	
助 成 事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

1 ガントリークレーン使用実績

	寄港回数	使用時間	1時間あたり クレーン使用料	料金
年 月	回	. 時間	× 1時間あたり 使用料＝	円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 月	回	. 時間		円
年 度 計	回	. 時間	—	円

※ 使用時間欄は0.5時間単位で記入（例：1時間30分の場合は「1.5時間」と記入）

2 助成金の算定

①ガントリークレーン使用料合計の1/10相当額…… 円

②1便あたり限度額…………… 2,000,000 円

助成額（①と②のいずれか低い額）…………… 円

様式第5号（第9条関係）

助成金算定基礎（入港料・岸壁使用料）

航 路 名	
新規開設又は増便した日	年 月 日
航 路 の 区 分	<input type="checkbox"/> 定期コンテナ航路 <input type="checkbox"/> 定期RORO船航路 <input type="checkbox"/> 定期フェリー航路
船 舶 名	
助 成 事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

寄港実績及び助成金の算定

（1）定期コンテナ航路の場合

寄港回数	入港料	岸壁使用料	計	助成率	助成額
回	円	円	円	1/2	円

（2）定期RORO船航路・定期フェリー航路の場合

新規開設又は増便した日からの期間	寄港回数	入港料	岸壁使用料	計	助成率	助成額
2年間	回	円	円	円	全額	円
上記期間経過後、3年間	回	円	円	円	2/3	円
合 計	回	円	円	円		円

※ 内訳は定期航路寄港実績表（様式第6号）のとおり

※ 1円未満の端数金額切捨て

(参考書式)

委任状

船舶代理店名	
代表者職氏名	
所在地	

上記の者を私の代理人と定め、伏木富山港利用促進事業（船社助成金）に係る次の行為を委任します。

- 1 助成金の交付申請に関する件
- 2 事業の計画変更又は中止の承認申請に関する件
- 3 事業の状況報告に関する件
- 4 事業の実績報告に関する件
- 5 助成金の受領及び返還に関する件

年 月 日

富山県知事

殿

所在地

船社名

代表者職氏名

令和4年4月1日
商工労働部立地通商課

伏木富山港利用促進事業（船社助成金）実施要綱第13条に規定する知事が別に定める事項について

伏木富山港利用促進事業（船社助成金）実施要綱（以下「要綱」という。）第13条に規定する知事が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 令和4年4月1日から当分の間、要綱第4条の規定は、同条の規定に関わらずロシア航路は補助の対象とはしないものとする。